

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく違反店舗の公表内容

営業所	名 称	SMILE本店
	所 在 地	名古屋市中区栄四丁目10番2号 第6オーシャンビル4階全号室
被処分者	氏名又は名称	S-ONE株式会社
	代表者の氏名 (法人の場合)	小林 亮
	主たる事務所の所在地 (法人の場合)	名古屋市中区栄四丁目10番2号
処 分 年 月 日		令和 6 年 8 月 22 日
行政処分の内容		<p>1 営業所内に、当該酒類提供等営業に係る料金を具体的に表示した書面その他の物を客に見やすいように掲げ、又は備えておくこと。</p> <p>2 指示期間は、30日間とする。</p>
根 拠 法 令		酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第9条第1項(指示)同条例第4条第1項第1号(料金等の表示)
処 分 者		愛知県公安委員会